

告 示

埼玉県告示第九百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、上里土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年八月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	小山 浩美	埼玉県児玉郡上里町大字金久保六百八十三番地